

## 北海道建築審査会包括同意基準

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条ただし書による許可

### 1 趣旨

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第48条ただし書きによる許可に際し、一定の条件にあてはまる建築物については、あらかじめ北海道建築審査会(以下「審査会」という。)の同意を得たものとみなして審査事務を進めることとする。

### 2 適用の範囲

この基準は、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場(新規を除く)で、次の表のいずれかに該当し、3の技術基準に適合するものについて適用する。

用途地域	規模等の条件
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	作業場の床面積の合計が50㎡以下
近隣商業地域、商業地域	作業場の床面積の合計が150㎡以下

### 3 技術基準

「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成22年9月10日付、国住指第2263号 国住街第78号 国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あて通知)(以下、「技術的助言」という。)の別添1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」に適合していること。

### 4 包括同意に係る許可申請の要件

「技術的助言」別添1に定める「4.併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等」が実施済であること。

### 5 審査会の同意

この基準に基づく許可は、あらかじめ審査会の同意を得たものとみなすとともに、この基準により許可した場合は、知事は速やかに審査会にその内容を報告するものとする。

ただし、法第48条第14項の公開による意見の聴取を行い、意見の提出がある場合には、その内容を審査会に報告し、同意を得て許可する。

平成24年3月22日制定